

令和3年4月1日設定

## 東村山市ふれあい収集事業実施要領

### (目的)

第1 この要領は、市がふれあい収集を実施することにより、家庭廃棄物を自ら集積所へ排出することが困難な高齢者、障害者等の世帯の日常生活における負担軽減を図り、もってこれらの者の在宅での生活を支援することを目的とする。

### (定義)

第2 この要領において「ふれあい収集」とは、家庭廃棄物を自ら集積所に排出することが困難な高齢者及び障害者等の世帯に対し、必要に応じて声がけ等により安否を確認しながら家庭廃棄物を収集することをいう。

### (対象世帯)

第3 ふれあい収集の対象となる世帯は、エレベーターの無い集合住宅の2階以上に居住する次の各号のいずれかに該当する世帯であって、家庭廃棄物を自ら又は親族若しくは身近な者の協力(介護保険法(平成9年法律第123号)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づくサービスにより排出が可能な場合を含む。)により集積所に排出することができないものとする。

#### (1) 次に掲げる者のみで構成されている世帯

ア 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者のうち、家庭廃棄物を自ら集積所へ排出することができないことを地域包括支援センター(介護保険法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターをいう。第6及び第8において同じ。)の意見書等により認められるもの。

イ 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める2級以上の障害を有する者。ただし、聴覚、音声機能、言語機能、そしゃく機能、ぼうこう、直腸及び小腸の障害以外の障害を有する者に限る。

ウ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所において知的障害の程度が中度以上と判定され、東京都が発行する療育手帳の交付を受けた者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神疾患を有する者のうち、高次脳機能障害を有し、空間及び場所等を認識する機能が低下していることが医師意見書等により認められるもの。

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病を有する者のうち、(1)イに規定する障害状態と同等の状態であることが医師意見書等により認められるもの。

#### (2) 前号に掲げるもののほか、市長がふれあい収集を必要と認める世帯

(家庭廃棄物の種別及び回数)

第4 ふれあい収集を実施する家庭廃棄物は、次に掲げる種類とする。

- (1) 燃やせるごみ
- (2) 容器包装プラスチック・ペットボトル
- (3) 燃やせないごみ
- (4) びん・かん・有害物
- (5) 古紙・古着

2 ふれあい収集の回数は、(1)、(2)については1週間につき1回、(3)、(4)、(5)については2週間に1回とし、通常収集との併用は不可とする。

(申込み)

第5 ふれあい収集を受けようとする世帯に属する者(以下「申込者」という。)は、あらかじめ東村山市ふれあい収集申込書(別記様式第1号)及び第3の規定を満たしていることを証明する書類により市長に申込みをしなければならない。ただし、市長はこの規定により申込書に添えなければならない書類により証明すべき事由を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、申込者が自ら申込みを行うことが困難な場合には、申込者の意思により、親族、介護支援専門員その他の関係者が代わって申込みを行うことができる。

(調査及び決定)

第6 市長は、第5に規定する申込みがあったときは、東村山市ふれあい収集申込書に記載された内容を審査し、ふれあい収集の承認又は不承認の決定をするものとする。この場合において、市長は、地域包括支援センターの職員又は申込者(第5の第2項に規定する申込みの場合にあつては、家庭廃棄物の排出者。以下この項において同じ。)の世帯に属する高齢者若しくは障害者の介護若しくは介助を行っている者の意見を聴くこと及び申込者の居宅を訪問し、実地調査を行うこととする。

2 市長は、前項の規定により承認の決定をしたときは東村山市ふれあい収集承認通知書(別記様式第2号)により、また、不承認の決定をしたときは東村山市ふれあい収集不承認通知書(別記様式第3号)により、当該申込者に通知するものとする。

3 市長は、ふれあい収集の利用者に対し、必要に応じて現況届を提出させることができる。

(家庭廃棄物の排出方法)

第7 第6の第1項の規定により承認の決定を受けた申込者(以下「利用者」という。)は、指定された収集日の午前8時まで、東村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成4年条例第32号)の定めるところにより、品目ごとに分別した家庭廃棄物を排出するものとする(排出する家庭廃棄物は収集が可能な場所に限る。)

(安否確認等)

第8 ふれあい収集を担当する作業員（以下「作業員」という。）は、収集時、家庭廃棄物が排出されていないときは、声かけ等により安否確認を行うものとする。

2 前項の規定による安否確認ができないとき、作業員は市に連絡するものとする。

3 市は、前項の連絡を受けたときは、地域包括支援センター、警察署、消防署その他の関係機関と連携し、必要な対応を行うものとする。

（ふれあい収集の中止等）

第9 利用者は、申請内容の変更や転出、辞退等によりふれあい収集を中止しようとするときは、速やかに東村山市ふれあい収集中止申出書（別記様式第4号）により市長に申し出なければならない。

2 利用者は、入院、旅行等により一時的にふれあい収集の利用を停止しようとするとき又は一時停止している利用を再開しようとするときは、市長に申し出るものとする。

3 第5の第2項の規定は、前2項の規定による申出について準用する。

（事務の所管）

第10 第5、第6及び第9に規定する手続に係る事務の一部は、健康福祉部介護保険課、健康福祉部健康増進課及び健康福祉部障害支援課において行うものとする。

（承認の取り消し）

第11 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ふれあい収集の承認を取り消すことができる。

（1） 第3の各号に規定する世帯の構成員でなくなったとき。

（2） 虚偽又は不正な手段により承認を受けたとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が承認を不相当と認めるとき。

（その他）

第12 この要領に定めるもののほか必要な事項は、環境資源循環部長が別に定める。

（施行期日）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。